

「社会保障と税の一体改革」による消費税増税と、社会保障改悪の 取りやめを求める意見書

9月2日に誕生した新内閣は、首班指名後、直ちに「3党合意」の尊重を約束した。「3党合意」は、子ども手当廃止と高校授業料無償化などの見直しとともに、消費税増税、法人税減税、復興債の償還財源など、「税制改革」も3党で進めようとするものである。

政府は、「社会保障・税一体改革成案」による「2010年代半ばまでに消費税を10%に引き上げる」という「税制改革案」を来年の通常国会に提出するために、年内とりまとめを目指している。

また「社会保障改革案」についても、「社会保障審議会」各部会で、9月から月2回の審議を行い年内とりまとめを目指している。

消費税は、「生活費非課税」の租税原則を無視して、生活費に課税して庶民を苦しめ、競争力の乏しい業者・中小企業の営業を脅かす。

増税になれば国内経済は沈殿し、税収増にはつながらない。税収増を望むのであれば、賃金引き上げと、雇用の安定、社会保障の改善などによる国内経済の活性化によってこそ無理なく実現されるものである。

「社会保障改革案」には、不十分な「貧困、格差対策」と引き換えに、年金支給開始年齢引き上げ、デフレ下での「マクロ経済スライド」適用、医療保険窓口負担引き上げ等が含まれている。

このことは、東日本大震災による未曾有の被害から懸命に復興を目指し、頑張っている被災者に対しても、更なる苦しみを負わせるものにほかならない。

新内閣発足で進められようとしている、「社会保障と税の一体改革」による消費税増税と社会保障改悪の取りやめを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。